

関市社会教育委員の会・関市公民館運営審議会 次第

日時：令和元年6月21日（金）

午後1時30分～

場所：関市役所 6階

6-2会議室

次第

（関市民憲章・生涯学習都市宣言の唱和）

- 1 あいさつ 教育長
- 2 委員紹介（委嘱状交付）
- 3 各課の事業説明
- 4 関市社会教育委員の会
- 5 関市公民館運営審議会
- 6 その他

関市民憲章

わたくしたちは 自然に恵まれた伝統ある刃物のまちの市民であることに誇りと責任を持ち 感謝の心で郷土を住みよくするために みんなで力をあわせます

生涯学習都市宣言

私たち
は
豊かな自然にめぐまれた
ふるさと“せき”を愛し
ときめく心で自らをみがき
きらめく人生を求めて
健康で生涯いきいきと
学んでいこう

育てよう こころ豊かなまちづくり
鍛えよう からだ丈夫なまちづくり
伸ばそう 希望あふれるまちづくり

平成31年度 関市社会教育委員・公民館運営審議委員名簿

任期 R1.6.1～R3.5.31

番号	氏 名	
1	横田 稔	関市校長会代表（金竜小学校）
2	清水 宗夫	関市青少年健全育成協議会代表
3	古田 敦資	関市P T A連合会代表
4	下村 剛二	関市体育協会代表
5	大塚 雅之	関市文化協会代表
6	鈴木 幸子	学識経験者
7	太田 尚文	学識経験者
8	早川 貞子	学識経験者
9	杉山 ミサ子	武芸川地域代表
10	鷺見 花実子	武芸川地域代表
11	酒井 能道	武儀地域代表
12	多治見 敦子	武儀地域代表
13	中島 規夫	上之保地域代表
14	長屋 芳子	洞戸地域代表
15	三島 善伸	板取地域代表

＜社会教育法(抜粋)＞

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二(略)

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九(略)

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、

社会教育法が改正されました(一部改正 平成29年4月1日)

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

◇社会教育と生涯学習（生涯学習のイメージ）



教育基本法(抜粋)

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。